

訪問看護・精神科訪問看護  
重要事項説明書  
「サービス内容説明」  
(医療保険)

ハローケア訪問看護ステーション 桔梗

## 1 事業者の概要

名 称	医療法人社団ハートランド
代表者名	理事長 竹林 和彦
所在地	〒636-0815 奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号
連絡先	0745-72-5006

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	ハローケア訪問看護ステーション 桔梗
指定事業者番号	2461390102
所在地	〒518-0603 三重県名張市西原町 2628 番地 1
電話番号	0595-67-2080
事業実施地域	名張市・伊賀市・山添村・宇陀市
管理者氏名	高森 美穂

### (2) 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	計
所長	1名	0名	1名
看護師	26名(含ケアマネージャー2名)	2名	28名
事務員	6名(含ケアマネージャー2名)	1名	7名

### (3) 営業時間

営業時間	8時30分～17時00分
休業日	土・日曜日 祝祭日 年末年始

#### (4) サービス内容

- ・ 病状や障害の観察、健康管理支援、服薬管理
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテル、人工呼吸器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症の方の看護
- ・ 食事、水分、栄養管理、排泄、清潔などに関する処置とケア
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 保健、福祉サービスなどの活用支援と連携、調整

精神科訪問看護は、精神的な健康の問題を抱える人々や心のケアが必要な方々に提供される支援の一つです。

看護師や作業療法士等の専門職が直接利用者の自宅を訪問し、病状の管理から正しい日常生活を送る為のサポートまで、包括的な援助を提供します。

精神科訪問看護は、精神的な健康課題を抱える患者だけでなく、その患者の家族も含まれます。

### 3 医療保険（各種健康保険、前期・後期高齢者医療保険等）による訪問看護

主治医が訪問看護の必要を認めた方

- ① 介護保険の対象でない方（非該当の方）
- ② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が認めた疾患や状態の方（がん末期、急性増悪期、精神疾患など）
- ③ がん末期、厚生労働大臣が定める疾病の状態にある方は、週3回に限らず週4回以上の訪問看護の利用が可能です
- ④ 精神科医師の精神科訪問看護指示書又は精神科訪問看護計画書に基づく訪問看護を必要とされる方
- ⑤ 指定難病受給者証、自立支援医療費受給者証をお持ちの方

※特定医療費（指定難病）受給者証、自立支援医療受給者証（育成医療）などの各種受給者証又は手帳等をお持ちの方は必ず担当の訪問看護師にご提示下さい。

#### ●利用回数について

原則として、1日1回週3回まで保険適応（疾病の内容によってはこの限りではありません）又、急性増悪期等において週4回以上の訪問看護を主治医が必要と認めた場合においては月1回につき14日間、毎日訪問看護を行うことができます。

●利用料金について (1人1回につき30分以上90分未満)

- ・前期・後期高齢者医療保険受給者の場合

保険の負担割合分 + 交通費

- ・各種健康保険の対象者の場合 保険の負担割合分 + 交通費

- ・自立支援医療費受給者証をお持ちの方の場合

(1人1回につき30分未満又は30分以上)

医療費の1割負担(上限額まで) + 交通費

- ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方の場合

(1人1回につき30分以上90分未満)

医療費の2割負担【負担割合が1割又は2割の方はそのまま】

(上限額まで) + 交通費

●加算について

(1)24時間対応体制加算(6520円/月1回) 同意日 年 月 日

看護方法で判断に困られた時、病状の変化で対処の判断が困難で不安な時、緊急に看護処置が必要な時、主治医に緊急連絡が取れない時等、看護師が介護相談、助言、主治医への連絡相談又は、緊急訪問看護の必要時には24時間いつでも訪問看護を致します。

(2)特別管理加算とは(a 2500円・b 5000円)

特別な管理を必要とする利用者様は、契約料金として、2500円が加算されます。そのうち、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者様につきましては、5000円が加算されます。

a 特別な管理を必要とする利用者様 (2500円/月1回)

同意日 年 月 日

- ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅人工呼吸指導管理を受けている状態
- ② 人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続又は反復して生じている状態にある方

- ③ 人工肛門若しくは人工膀胱のその他の合併症を有する方
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
- ⑥ 悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行う必要があると認められる状態

b 別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者様 (5000 円/月 1 回)

同意日 年 月 日

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。

(3)夜間・早朝・深夜訪問看護加算について 同意日 年 月 日  
営業時間外の訪問看護について、訪問1回につき以下のとおり料金が加算されます。

夜間・早朝加算 (6時～8時・18時～22時)	2100 円/1 回
深夜加算 (22時～6時まで)	4200 円/1 回

(4)複数名(精神科)訪問看護加算 同意日 年 月 日  
(1日1回4500円・1日2回9000円・1日3回14500円)

利用者様又はご家族様の同意を得て、同時に複数名の看護師等が訪問看護を行った場合に週1日を限度として加算されます。(対象となる利用者様には定められた条件があります。)

(5)難病等複数回訪問看護加算・精神科複数回訪問看護加算  
(1日2回訪問4500円、1日3回8000円)

同意日 年 月 日

厚生労働大臣が定める状態にある利用者様又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者様及び精神科重症患者支援管理料2に該当する利用者様に対して必要に応じて、1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合に加算されます。

(6)乳幼児加算 同意日 年 月 日

①1300 円/日

6 歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合は、乳幼児加算されます。

② 1800 円/日 (別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)

- (1)超重症児又は準超重症児 (2)別表第7に掲げる疾病等
- (3)別表第8に掲げる者

(7)長時間(精神科)訪問看護加算(5200円) 同意日 年 月 日  
長時間の訪問看護を要する利用者様に対して、1回の訪問看護時間が90分を超えた場合に週1回に限り加算されます。

※ 対象利用者様：特別管理加算の対象となる利用者様

特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問指示書に係る利用者様

15歳未満の超重症児又は準超重症児の利用者様

(8)(精神科)緊急訪問看護加算(2650円) 同意日 年 月 日  
利用者様又はその家族様の求めに応じて、診療所又は在宅医療支援病院の医師の指示により、連携する訪問看護ステーションの看護師が緊急に訪問看護を実施した場合に1日につき1回加算されます。

(9)ターミナルケア療養費(25000円) 同意日 年 月 日  
利用者様及びご家族様と話し合い、利用者様又はご家族様の意思決定を基本に、在宅にて終末期の訪問看護が行われた場合は、ターミナルケア療養費が加算されます。

加算の要件として、在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者様に対して、主治医の指示により死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を行い、ターミナルケアに係る支援体制について利用者様及びご家族様に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に加算されます。

(10)訪問看護情報提供療養費 1.2.3 (1500円)

同意日 年 月 日

市町村及び保険所等からの求めに応じて、利用者様についての情報を提供した場合につき月1回に限り加算されます。

(保育所、幼稚園、小・中・高等学校等へ通園又は通学する利用者様についての情報は利用者様又はその家族様の同意を得た後、学校等の求めに応じて各年度に提供。入学・転校等につき初めて在籍することとなる月、医療的ケア実施方法等を変更した月についてはこの限りではありません)

(11)精神科重症患者支援管理連携加算 同意日 年 月 日

(精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者様 8400円

精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者様 5800円)

主治医が所属する保健医療機関と連携して共同で会議を行い、利用者様に対する支援計画を策定し実施した場合に月1回に限り加算されます。

(12)退院時共同指導加算 (8000 円) 同意日 年 月 日

利用者様の退院又は退所に向け医療機関等と共同して、退院又は退所時に利用者様又はご家族様等、利用者様の看護に当たっている方に対し、在宅生活での必要な指導を行い、その内容を文書にて提供した場合に退院又は退所につき月 1 回に限り加算されます。

厚生労働大臣の定める状態にある利用者様については、退院又は退所時につき月 2 回に限り加算されます。また、特別管理指導加算として更に 2000 円が加算される場合があります。

※ 退院時に利用者様が訪問看護指示の交付を受けている場合

(13)退院時支援指導加算 同意日 年 月 日

(①6000 円 ②8400 円)

①厚生労働大臣が定める状態にある利用者様が、医療機関から退院するに当たり、利用者様の退院日に利用者様宅等で在宅生活に必要な指導を行った場合に加算されます。

②長時間にわたる指導を行ったとき (90 分越えた場合)

(14)在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (2000 円)

同意日 年 月 日

通院が困難な利用者様の状態の急変に伴い、主治医の求めにより医療機関等・保険薬局等又はケアマネージャー等と共同で利用者様宅に赴き、カンファレンスを行い、共同で利用者様に対し在宅生活に必要な指導を行った場合に月 2 回に限り加算されます。

(15)在宅患者連携指導加算 (3000 円) 同意日 年 月 日

利用者様又はそのご家族様等の同意を得て、主治医を含め保険医療機関等又は保険薬局等と、文書 (メール、FAX. 含む) 等での情報の共有を行い、共有された情報を踏まえて在宅生活に必要な指導を行った場合に月 1 回に限り加算されます。

(16)訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円 (月 1 回)

同意日 年 月 日

地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等 (准看護師除く) が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なった場合は、月 1 回に限り所定額に加算されます。

(17)訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 同意日 年 月 日

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 780 円（※）

※訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定する利用者 1 人につき月 1 回に限り算定

その他の利用料 同意日 年 月 日

① 訪問看護が 2 時間を超えた場合 1 回 30 分当たり 1000 円追加

② 営業日以外 1 回につき 4500 円追加

③ 衛生材料費、おむつ等は実費になります。

④ 訪問看護に連続して行われる死後の処置料は、処置に必要な材料費を含んで 10000 円となります。

※その他の利用料については、消費税がかかります。

## ●お支払方法

- ・毎月 15 日頃前月分を請求いたします。
- ・お支払いは現金、又は口座振替となります。口座振替の場合、振替日は毎月 27 日です。(振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日振替となります)

## ●キャンセル料

訪問看護をキャンセルされた場合は、キャンセル料を請求いたしません。但し、キャンセルされる場合は速やかに連絡をお願いします。

## 4 事業所の特色

### (1) 事業の目的

適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が、居宅において主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者様に対し適切な訪問看護を提供する事を目的と致します。

### (2) 運営方針

- ①利用者様の特性を踏まえて、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立して日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能を維持回復することを目指して支援します。
- ②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町村、保健・医療・福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるように事業体制の整備に努めます。

### (3) その他

- ①訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文章による指示に従います。
- ②当事業者は主治医に対し、訪問看護・精神科訪問看護計画書及び訪問看護・精神科訪問看護報告書を提出致します。

※もし分からない事があれば、いつでも担当職員にお気軽にお尋ね下さい。

## 5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

ハローケア訪問看護ステーション 桔梗 〒518-0613 三重県名張市西原町 2628 番地 1 担当者：高森 美穂 Tel.0595-67-2080 月～金 8：30～17：00
上野病院 〒518-0823 三重県伊賀市四十九町 2888 担当者：地域医療連携室 中山 Tel.0595-21-5010 月～金 8：30～17：00

## 6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族様）、サービス計画を作成した支援事業所等へ連絡をします。

主治医	病 院 名	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住 所	
	電 話 番 号	

令和 年 月 日

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基  
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 三重県名張市西原町 2628 番地 1

名称 ハローケア訪問看護ステーション 桔梗 印

説明者名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重  
要事項の説明を受けました。

下記の利用者様に対する訪問看護を依頼致します。

尚、当ステーションが実施する訪問看護サービスの内容及び費用等、所定の事  
項につき、十分な説明を受け、これに同意した事を認めます。

ご利用者 氏

住所

ふりがな

氏名 印

電話番号

代理人 立会人 後見人

住所

氏名 印

電話番号

# 「別表第 7 :厚生労働大臣が定める疾病一覧」

- 1 末期の悪性腫瘍
- 2 多発性硬化症
- 3 重症筋無力症
- 4 スモン
- 5 筋委縮性側索硬化症
- 6 脊髄小脳変性症
- 7 ハンチントン病
- 8 進行性筋ジストロフィー症
- 9 パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))
- 10 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ矯小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)
- 11 プリオン病
- 12 亜急性硬化性全脳炎
- 13 ライソゾーム病
- 14 副腎白質ジストロフィー
- 15 脊髄性筋委縮症
- 16 球脊髄性筋委縮症
- 17 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 18 後天性免疫不全症候群
- 19 頸髄損傷
- 20 人工呼吸器を使用している状態

※厚生労働大臣の定める疾病等は介護保険の利用者でも訪問看護は「医療保険」で行います。

- ・要介護(予防)認定者の訪問看護でも、医療保険による訪問看護対象になります。
- ・週 4 日以上の訪問、1 日 2~3 回の難病等複数回訪問看護での利用ができます。(1 日の訪問回数によって加算費用が異なります。)
- ・2 か所以上の訪問看護ステーションの利用が可能です。
- ・週 7 日の訪問看護が計画されている場合は、3 か所の訪問看護ステーションからの御利用が可能、さらに複数名の訪問看護も受けられます。
- ・退院日から訪問看護に入ることができます。(退院支援指導加算算定)

# 「別表第 8 : 厚生労働大臣が定める状態等一覧」

1 在宅悪性腫瘍等患者

2 指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は  
気管カニューレ

若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

以下のいずれかを受けている状態にある者

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理

3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

4 真皮を超える褥瘡の状態にある者

5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

別表 8 該当の場合にも、特例や算定できる加算

医療保険

- ・難病等複数回加算
- ・長時間訪問看護加算
- ・複数名訪問看護加算
- ・特別管理加算 I または II
- ・退院共同指導加算
- ・退院支援指導加算
- ・2 箇所の訪問看護ステーションによる訪問看護

## 「16 特定疾病一覧」

特定疾病とは、40 歳以上 65 歳未満の 2 号被保険者が介護保険を申請できる疾病のこと。

### 1 末期のがん

(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

### 2 関節リウマチ

### 3 筋萎縮性側索硬化症

### 4 後縦靭帯骨化症

### 5 骨折を伴う骨粗鬆症

### 6 初老期における認知症

### 7 進行性核上性麻痺大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

### 8 脊髄小脳変性症

### 9 脊柱管狭窄症

### 10 早老病

### 11 多系統萎縮症

### 12 糖尿病性神経障害 糖尿病性腎症 糖尿病性網膜症

### 13 脳血管疾患

### 14 閉塞性動脈硬化症

### 15 慢性閉塞性肺疾患

### 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※介護保険の利用者でも赤い文字に該当する方は「医療保険」の訪問看護となります。

介護保険制度における被保険者は、65 歳以上の「第 1 号被保険者」と、40～64 歳までの「第 2 号被保険者」とに大別されます。

このうち、介護保険適用で介護サービスを利用できるのは、原則として要介護・要支援認定を受けた 65 歳以上の人だが、第 2 号被保険者の場合、介護が必要な心身状態になったというだけでは、介護保険制度の下で介護給付を受けることはできません。

第 2 号被保険者が保険適用で介護サービスを利用できるのは、「16 特定疾病一覧」記載の疾病が原因で要介護状態となったときだけになります。